

平成21年6月1日

関係団体リサイクル等担当者 各位

農林水産省総合食料局
食品産業企画課食品環境対策室

リサイクル法制度に係る報告・義務履行等に関する協力要請について

日頃、環境行政の推進について、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境関連の法制度については、これまでもホームページ掲載、説明会開催、資料の配付等により普及啓発に努めてきたところでありますが、平成21年度から開始された新たな事業者の義務等について、今般、あらためて食品関連事業者の皆様に周知を図りたいと考えております。つきましては、以下の1及び2の事項について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 食品リサイクル法関係

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」が平成19年に食品循環資源の再生利用等を一層促進するための改正がされました。

この改正の中で食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告（以下、「定期報告」という。）することが義務付けられました。

このため、定期報告の義務のある食品関連事業者は、平成21年4月から6月末までに主務大臣へ定期報告をすることとなっておりますので、貴団体傘下の会員の方々へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、定期報告についての報告書様式等については、下記の農林水産省ホームページに掲載されておりますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【HPアドレス：http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html】

※ 定期報告については、可能な限り電子申請による報告をお願いしております。

2 容器包装リサイクル法関係

- (1) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」では、家庭から排出される容器包装（注1）を利用又は製造等する事業者（注2）に、市町村が分別収集を行った容器包装廃棄物について再商品化（リサイクル）を義務付けております。

貴団体傘下の会員の方々におかれましては、当制度へのご協力をいただいておりますが、万が一当制度を承知せず、義務履行していない者については、法に基づく処分もありますので、会員の方々へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

（注1：ガラスびん及びPETボトルは平成9年から、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装は平成12年から義務があります。）

（注2：大企業は平成9年から、中小企業は平成12年から義務があります。）

- (2) また、平成18年の法律改正において、平成19年度から小売事業を行っている者で、小売の際に用いた容器包装の量が年間50トン以上の事業者は、翌年度、主務大臣に容器包装の使用の合理化のための取組の実施状況等を報告（以下、「定期報告」という。）することが義務付けられました。

平成20年度分の定期報告につきましては、平成21年6月末までに報告をすることとなっておりますので、貴団体傘下の会員の方々へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、容器包装リサイクル法における義務の内容や定期報告についての報告書様式等については、下記の農林水産省ホームページに掲載されておりますので、ご確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

【HPアドレス：<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/youki/index.html>】

それぞれの法制度等につきましてご不明な点等がありましたら、お手数ですが、下記担当までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

食品リサイクル担当（直通：03-6744-2066）

容器包装リサイクル担当（直通：03-3502-8499）